

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊
同	梶 村 充
同	和 田 卓 生

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成 30 年 2 月 27 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（中略）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（中略）があると認めるときは、（中略）当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しています。

請求人は、「相武隧道（中略）の管理権は神奈川県にあるため、管理費（中略）は県が負担すると定められているにもかかわらず、（中略）横浜市が全額負担している」と述べています。

しかし、「横浜市が全額負担している」ことを摘示するのみで、市職員が行う個々具体的な財務会計行為やその支出の違法性等については述べられていません。

このため、請求人の主張は、当該ずい道について、本来、神奈川県が管理費を負担すべき部分を含めて横浜市が管理を行っているという道路管理行為そのものの違法又は不当を主張しているものと解しました。

ところで、法第 242 条第 1 項の財産の管理とは、対象財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為と考えられています（最高裁判

成2年4月12日判決同旨)。

本件のような道路管理は、道路を一般交通の用に供せしめるという道路行政目的実現のための公物管理行為であり、道路の財産的価値に着目した管理行為には該当しません。

したがって、本件請求は法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

なお、請求人が求めている道路法(昭和27年法律第180号)に基づく神奈川県との協議については、平成30年2月27日に第1回市会定例会の中で、神奈川県との間で早急に進めていく旨の横浜市の考え方が示されています。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、結城

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944